

小美玉市告示第 166 号

小美玉市公共下水道（小川処理分区・美野里処理分区）の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 6 月 16 日から 2 週間、小川総合支所内都市建設部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 16 日

小美玉市長 島田 幸三

1. 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日、区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

(1) 小川処理分区

供用開始年月日：令和 8 年 7 月 15 日

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及び名称
大字	字	摘要	
小川	布袋久保	一部	土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号 茨城県霞ヶ浦浄化センター
川戸	水走り	一部	

(2) 美野里処理分区

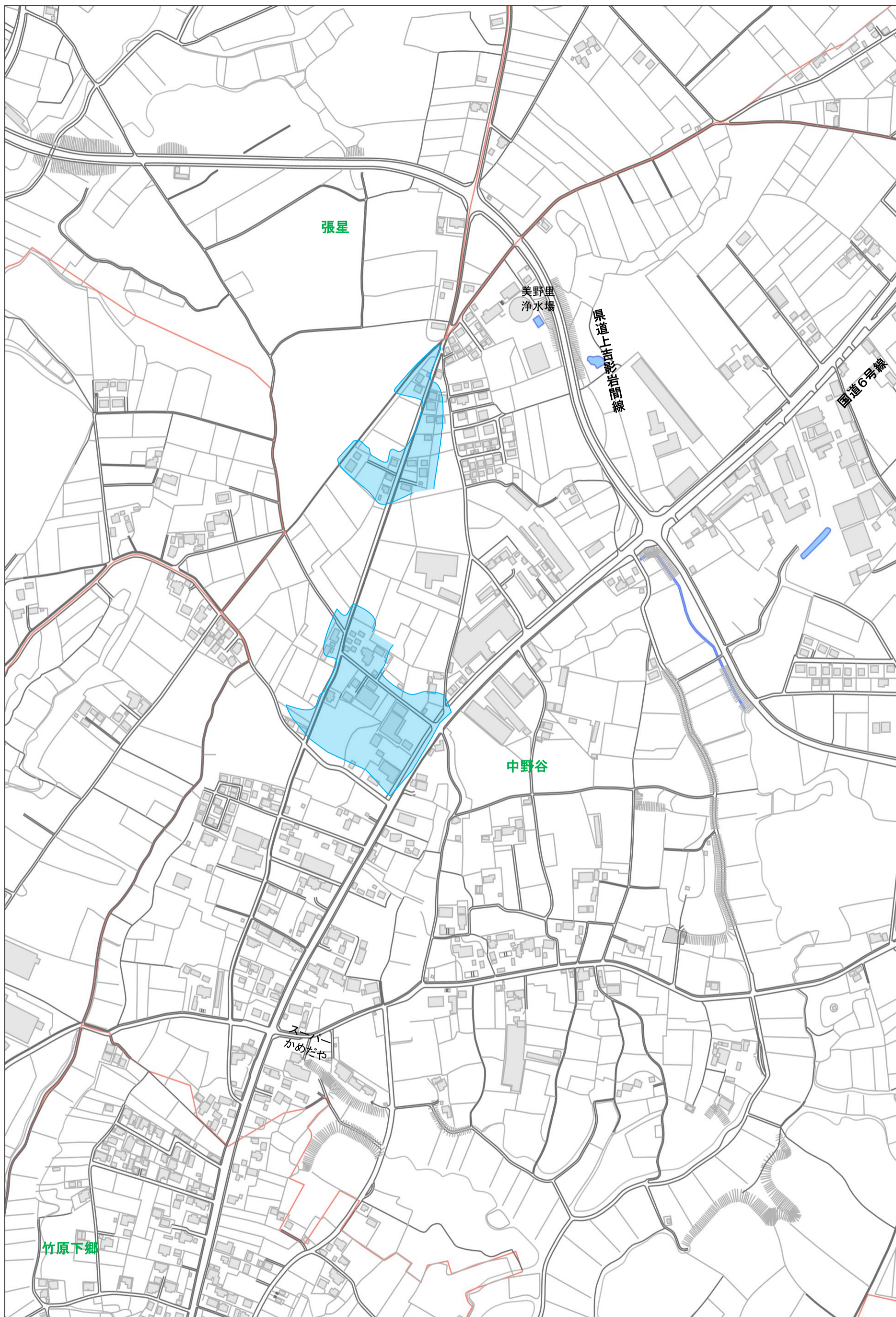
供用開始年月日：令和 8 年 7 月 1 日

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及び名称
大字	字	摘要	
中野谷	西原, 海道向, 辰ノ口, 花野井道	一部	土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号 茨城県霞ヶ浦浄化センター

2. 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面のとおり

3. 供用開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式



張星

美野里  
浄水場

県道上下水道管線

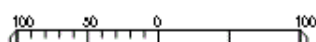
国道6号線

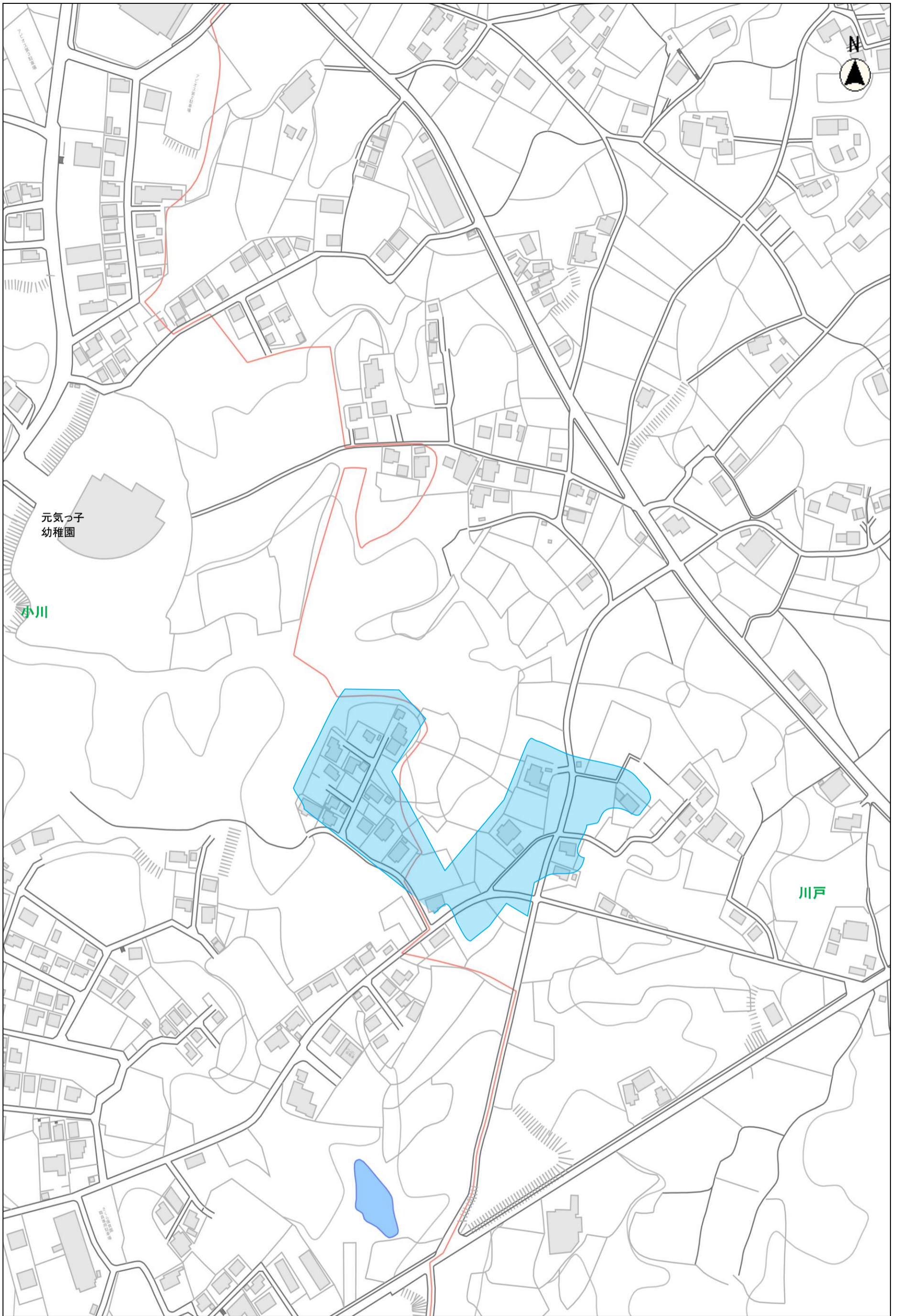
中野谷

スーパー  
かめだち

竹原下郷

縮尺 1 : 5000





元気っ子  
幼稚園

小川

川戸

